

地方独立行政法人大阪市立工業研究所廃棄物管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第9号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等（以下「関係法令等」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）において排出又は発生する一般廃棄物、産業廃棄物等の処理その他の必要な措置を定めることにより、大気汚染や土壌汚染を防止し、自然環境を適正に保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員、職員、受託研究員その他研究所に出入りする者をいう。
- (2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 特別管理産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。

(遵守事項)

第3条 職員等は、次条の廃棄物管理統括者、第5条の廃棄物管理責任者その他関係者が実施する大気汚染や土壌汚染の防止及び自然環境の保全のために必要な措置に協力し、この規程を遵守しなければならない。

第2章 組織

(廃棄物管理統括者)

第4条 研究所に、廃棄物管理統括者（以下「統括者」という。）を置く。

- 2 統括者は、理事長をもって充てる。
- 3 統括者は、研究所における大気汚染や土壌汚染の防止及び自然環境の保全に関する業務を統括管理するとともに、関係法令等及び研究所の所在する都道府県又は市区町村が定める条例、基準等を職員等に周知しなければならない。
- 4 統括者は、研究所においてこの規程を実施するために、地方独立行政法人大阪市立工業研究所廃棄物管理要綱（以下「要綱」という。）を策定し、職員等に遵守させなければならない。

(廃棄物管理責任者)

第5条 研究所に、廃棄物を管理するために廃棄物管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、理事長が指名する。

(廃棄物管理委員会)

第6条 理事長は、廃棄物管理に関する事項について調査審議するため、研究所に廃棄物管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、理事長が指名又は委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長及び委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事長は、特別な事由があると認める場合は、委員長及び委員を解任することができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、統括者の諮問又は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会で審議された資料及び委員会が必要と認める資料は、3年間保存する。
- 3 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

第3章 廃棄物の管理

(廃棄物の排出)

第9条 職員等は、一般廃棄物を排出しようとするときは、研究所の所在する市町村が定める一般廃棄物処理計画に従い、かつ、要綱の定めるところにより、一般廃棄物を分別し、保管し、又は集積しなければならない。

- 2 職員等は、産業廃棄物又は特別産業廃棄物を排出しようとするときは、要綱の定めるところにより、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を分別し、保管し、集積し、又は処理しなければならない。

(廃棄物の集積)

第10条 職員等は、前条第1項及び第2項の規定により統括者が定める集積場以外に廃棄物を集積してはならない。

- 2 責任者は、廃棄物の集積場を管理し、特に産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の集積場の扉には施設その他の措置を行い、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が散乱しないよう努めなければならない。
- 3 職員等は、薬品等の集積及び保管にあたっては、危険のないように適切に管理しなければならない。

(廃棄物の処理)

第11条 統括者は、研究所の所在する都道府県及び市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定による許可を受けた者に委託して、一般廃棄物を処理することができる。
- 3 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規定により、産業廃棄物の運搬については同法第14条第8項に規定する産業廃棄物収集運搬業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の2に規定する者に、その処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第8項に規定する産業廃棄物処分業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の3に規定する者に委託することができる。
- 4 統括者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項の規定により、当該事業所の特別管理産業廃棄物の運搬については同法第14条の4第8項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の14に規定する者に、その処分については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第8項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の15に規定する者に委託することができる。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第12条 研究所に、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 17 に規定する資格を有する職員及び契約職員のうちから、統括者が指名する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。